

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 社会福祉法人 徳寿会
市民文化部楠総合支所（指定管理に関する事務の所管部署）
- 3 事前調査期間 平成23年1月12日
- 4 監査期間 平成23年2月 3日
- 5 監査対象年度 平成21年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査の方法 四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者である社会福祉法人徳寿会に対して、公の施設に係る平成21年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうか重点をおいて監査を実施した。
また、市所管部署である楠総合支所に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうか重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

| | |
|-----|------------------|
| 名称 | 社会福祉法人 徳寿会 |
| 代表者 | 理事長 伊藤 雄幸 |
| 住所 | 四日市市天力須賀四丁目7番25号 |

2 指定管理の内容

| | | |
|-------------|----------------------|--------------|
| 施設名 | 四日市市楠ふれあいセンター「ゆめの木」 | |
| 所在地 | 四日市市楠町北五味塚1452番地1 | 設置年月：平成18年4月 |
| 指定管理期間 | 平成21年4月1日～平成26年3月31日 | |
| 指定管理料 | 16,098,000円（平成21年度） | |
| 指定管理に係る収支状況 | 収入 | 17,818,336円 |
| | 支出 | 16,173,982円 |
| | 収支 | 1,644,354円 |
| 利用実績 | 年間利用者（年間） | |
| | 平成19年度 | 43,448人 |
| | 平成20年度 | 48,677人 |
| | 平成21年度 | 58,361人 |

3 指定管理者の業務範囲

【四日市市楠ふれあいセンター】

- ア 四日市市楠ふれあいセンターの使用許可等に関する業務
- イ 四日市市楠ふれあいセンターの利用料金の徴収に関する業務
- ウ 四日市市楠ふれあいセンターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- エ その他四日市市楠ふれあいセンターの運営に関する業務

4 収支状況

【四日市市楠ふれあいセンター】

単位：円

| 項目 | 実施計画 (a) | 実績額 (b) | 比較増減 (b) - (a) |
|--------|------------|------------|----------------|
| 利用料金収入 | 671,000 | 1,589,110 | 918,110 |
| 指定管理料 | 16,098,000 | 16,098,000 | 0 |
| 事業収入 | 120,000 | 131,226 | 11,226 |
| 収入計 | 16,889,000 | 17,818,336 | 929,336 |
| 人件費 | 9,036,000 | 9,235,411 | 199,411 |
| 管理費 | 6,648,000 | 5,934,663 | 713,337 |
| 消耗品費 | 499,000 | 357,820 | 141,180 |
| 燃料費 | 57,000 | 26,436 | 30,564 |
| 光熱水費 | 3,678,000 | 3,158,391 | 519,609 |
| 修繕料 | 300,000 | 201,890 | 98,110 |
| 通信運搬費 | 234,000 | 196,284 | 37,716 |
| 手数料 | 30,000 | 14,765 | 15,235 |
| 保険料 | 104,000 | 80,061 | 23,939 |
| 委託料 | 1,442,000 | 1,602,195 | 160,195 |
| 賃借料 | 304,000 | 296,821 | 7,179 |
| 事業費 | 740,000 | 519,868 | 220,132 |
| 一般管理費 | 465,000 | 484,040 | 19,040 |
| 支出計 | 16,889,000 | 16,173,982 | 715,018 |
| 収支差額 | 0 | 1,644,354 | 1,644,354 |

第3 監査の結果

監査の対象とした四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者：社会福祉法人 徳寿会に対する公の施設の管理に係る平成21年度における出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管部署の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善又は検討を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【社会福祉法人 徳寿会】

(1) 会計処理について

楠ふれあいセンターの管理運営に要する出納事務については、会計伝票によって処理することになっているが、会計伝票を省略し直接現金出納帳などの会計帳簿に記帳し、処理されていた。法人の経理規程第11条に基づき、出納事務については会計伝票を作成して会計処理するよう改めること。

【是正改善事項】

【市民文化部 楠総合支所】

(1) 指定管理料の支払時期について

楠ふれあいセンター指定管理料の支払方法については、年度協定書により部分払3回以内及び完了払となっているが、指定管理料の初回支払いが5月末となっており、それまでの間指定管理者が借入金で資金繰りしている状況が見受けられた。初回支払いを適切な時期に行うよう改めること。
【是正改善事項】

2 所見

<共通事項>

(1) 適正な事業収支計画の作成について

指定管理者の指定で、請負契約のような扱いをしているように見受けられるが、事業者が公の施設を管理する意欲を維持向上できるよう、施設の利用者増や収入増が見込める制度設計を行うべきものであり、適正な事業収支計画に基づいて管理運営が行われなければならない。

事業収支は、指定管理者によって良質なサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、収支の状況等を通じて、事業計画と実績との比較等により定量的に評価できるものである。公正で、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、市と指定管理者において人件費、事業費、一般管理費など必要経費と利益を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。

【努力要望事項】

<個別事項>

【社会福祉法人 徳寿会】

(1) ふれあいマイスターについて

高齢者を対象とする室内での軽スポーツやものづくり創作教室など自主運営事業の指導者としてふれあいマイスターの登録を行っているが、施設の利用促進を図るには、魅力ある事業や教室が必要不可欠である。今後ともふれあいマイスターの育成を図り、新規登録の増加に努めること。
【努力要望事項】

(2) 足湯施設について

楠ふれあいセンターの開設当初は、足湯施設に源泉を使用していたこともあり、それが魅力の一つとなっていたが、施設を適正に維持するためには日常の衛生管理が不可欠である。足湯施設の残留塩素濃度の測定については、足湯施設衛生管理マニュアルに基づき定期的実施されていたが、今後とも、浴槽の洗浄清掃や水質管理を徹底され衛生管理に一層努めること。

【努力要望事項】

(3) 健康器具や遊具について

楠ふれあいセンターの広場には、利用者が自由に楽しめるよう健康器具や遊具が設置されているが、保守点検時に発見された軽度の腐食箇所（使用には支障はない）があった。遊具等の管理については、コスト軽減のため、軽度の損傷箇所についてもできるだけ早期の補修等に努めること。
【努力要望事項】

【市民文化部 楠総合支所】

(1) 施設にかかる修繕等経費の負担区分について

基本協定書第 19 条（施設の改修又は変更等）には、施設の修繕費等に係る市と指定管理者との費用負担について定められている。これは、利用料金制度のもとで、通常の軽易な維持補修は指定管理者の負担、大規模改修は市負担という考え方にに基づき区分されているものであるが、軽易な維持補修と大規模修繕の必要性などの判断基準や、費用負担の方法について負担割合制にするなど、再度、財政経営課とも調整の上、検討すること。 【検討事項】

(2) 指定管理料設定と差益金について

年度別の収支において、収入の 10%近い差益が計上されている。利用料金収入や経費の内容、利益金のあり方など徳寿会側と指定管理料の設定方法の打合せを実施し、指定管理料の金額や収支差益金とその取り扱いなどは、市民目線から見て、適切なものと言えるか、再度の検討を要望する。 【検討事項】

(3) 日常業務のチェック体制について

施設の利用申請や利用料金收受の日常の窓口業務等に係るチェック手順書が整備されていない。市職員による日常業務の適正チェックを徹底するための体制を整備するよう要望する。 【努力要望事項】

(4) 使用しない備品の処分について

備品として登録されている温泉運搬タンクについては、現在使用されていないので、今後使用の見込がなければ、売却等の処分を行うなど検討すること。 【検討事項】